

【総領事館からのお知らせ:領事手数料の改定】

平成23年3月11日(総11第7号)  
在デンパサール日本国総領事館

4月1日から領事手数料が改定されますので、主なものについて以下のとおりお知らせ致します。

なお、今年3月31日までに申請頂いたものにつきましては、現行(平成22(2010)年度)の手数を交付時に頂戴致します。(例:3月31日旅券申請受付、4月3日交付の場合は、平成22年度の手数料額が適用されます。)

(単位はルピア、カッコ内は平成22年度)

1. IC旅券

(1)10年旅券	1,650,000(1,700,000)
(2)5年旅券	1,130,000(1,170,000)
(3)申請時12歳未満	620,000(640,000)
(4)査証欄増補	250,000(270,000)

2. 証明

(1)在留証明	120,000(130,000)
(2)出生・婚姻等の証明	120,000(130,000)
(3)署名証明	120,000(130,000)

3. 査証

(1)一般入国査証	300,000(320,000)
(2)数次入国査証	600,000(640,000)
(3)通過査証	70,000(75,000)

領事手数料については、邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。平成22年度は1,000インドネシア・ルピア当たり9.4円でしたが、平成23年度は9.7円となっております。

なお、御不明な点につきましては、当館までお問い合わせ下さい。

以上